

令和4年度
監 査 報 告 書
(第2回)

館山市監査委員

* * * 目 次 * * *

【定期監査】

第 1	監査の概要	-----	1
第 2	監査の結果	-----	2
	経済観光部		
	雇用商工課	-----	3
	農水産課	-----	4
	食のまちづくり推進課	-----	5
	観光みなど課	-----	6
	建設環境部		
	建設課	-----	7
	建築施設課	-----	8
	都市計画課	-----	9
	下水道室	-----	10
	環境課	-----	12
	環境センター	-----	13
	会計局	-----	14
	農業委員会事務局	-----	14
	教育委員会教育部		
	教育総務課	-----	15
	学校給食センター	-----	16
	こども課	-----	17
	スポーツ課	-----	18
	生涯学習課	-----	19
	博物館	-----	19
	図書館	-----	20
	中央公民館	-----	20

【幼稚園・保育園・こども園監査】

第 1	監査の概要	-----	21
第 2	監査の結果	-----	21
	幼稚園	-----	22
	保育園	-----	24
	こども園	-----	25
第 3	所見	-----	27

【財政援助団体等監査】

公の施設：館山城・城山公園等 指定管理者：株式会社塚原緑地研究所

第1	監査の概要	-----	30
第2	指定管理の概要	-----	31
第3	監査の結果	-----	34

[注]

- 1 文中に用いる比率(%)は、単位未満を四捨五入した。
したがって、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の金額及び比率は、表示単位未満を四捨五入した。
したがって、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「△」・・・・・・ 負数
「0」「0.0」・・・・ 該当数値はあるが単位未満のもの
「-」・・・・・・ 皆無又は該当数値がないもの

作成日：令和5年4月26日

監査報告書（第2回）

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

2. 監査の目的

執行された事務事業について、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向け経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施した。

3. 監査の対象範囲・対象部局

(1) 対象範囲

令和4年12月末までに執行された館山市一般会計、下水道事業会計に係る事務事業を対象として監査を実施した。

(2) 対象部局

経済観光部・・・雇用商工課，農水産課，食のまちづくり推進課，観光みなと課
建設環境部・・・建設課，建築施設課，都市計画課，下水道室，環境課，環境センター
会計局
農業委員会事務局
教育委員会教育部・・・教育総務課，学校給食センター，こども課，スポーツ課，
生涯学習課，博物館，図書館，中央公民館

4. 監査の期間

令和5年1月4日から令和5年4月25日まで

5. 監査の方法

監査の執行に当たっては、「館山市監査基準」に基づき、各所管の財務に関する事務の執行が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているか、工事や委託業務等に関する契約の方法が適正か、補助金交付等の妥当性や事務手続が確実に実行されているかを主眼として、提出された監査資料を調査するとともに、適宜、関係職員から説明を聴取するなど必要な方法を取り監査を実施した。

第2 監査の結果

1. 監査の結果

監査対象とした各部課等の事務事業の予算執行は、おおむね適正なものと認められた。

2. 共通事項

今回の定期監査に関連し、補助金の額の確定時における審査において、提出書類等の確認が十分でない事案が見受けられた。補助金は、市民の税金その他貴重な財源で賄われていることから、補助事業が本来の目的に沿って実施されたかどうかを審査し検証することが特に重要であり、その結果については市民への説明責任を果たすことができるような審査内容でなければならない。

また、交付対象者に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化された補助金交付要綱等を定めることにより、交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となり、補助事業の適正化が図られるものである。

このことから、補助金の交付申請から額の確定、精算に至るまでの一連の事務処理を適正に行うことはもちろんのこと、特に実績報告書の内容を審査するに当たっては、交付申請書の事業計画を踏まえた上で、交付目的や補助基準に照らして事業が経済的、効果的に適正に遂行されているか、事業の活動状況と補助金の使途を正確かつ確実に審査することが重要である。補助金の使途が適正であったかの判断については、領収書、支払帳票、通帳等の証ひょう類と照合し、必要により現地調査を行い、使途の正当性、透明性を立証する必要がある。

以上のとおり、補助金執行事務においては、法令はもとより、条例、補助金等交付規則及び各事業の要綱に従い適正かつ的確に執行されたい。

3. 個別事項

個別の審査概要と意見は、次に述べるとおりである。

経 済 観 光 部

《 雇 用 商 工 課 》

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
総務費国庫補助金	51,375,000	51,375,000	0	51,375,000	—	0.0
総務費県補助金	7,500,000	850,000	0	850,000	—	0.0
商工費貸付金元利収入	220,000,000	0	0	0	—	—
雑 入	2,000	47,787	47,787	0	2389.4	100.0
計	278,877,000	52,272,787	47,787	52,225,000	0.0	0.1

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
企 画 費	95,429,000	80,482,050	14,946,950	84.3
雇 用 対 策 費	26,000	0	26,000	—
商 工 業 振 興 費	376,891,091	294,247,804	82,643,287	78.1
計	472,346,091	374,729,854	97,616,237	79.3

2. 監査の結果（所見）

<リノベーションまちづくり推進事業>

空き店舗等のリノベーションを通じて、遊休不動産の利活用を促進するとともに、起業・創業の促進や雇用の創出、コミュニティの活性化を図り、官民が連携した効果的なまちづくり事業を行っている。

本事業の実施にあたり、昨年までの随意契約から公募型企画提案（プロポーザル）方式により委託業者の選定を行い、構想の策定・講演会・起業相談等の事業を実施している。

委託業務の検査にあたっては、提案に基づいた事業が実施されているかなど、実績報告書等の確認を厳正に行い、事業の透明性の確保に努められたい。

<移住・定住促進事業（移住定住促進助成金）（企業誘致・テレワーク施設整備補助金）>

子育て世帯や東京圏からの移住の促進、多様な働き方を支援しサテライトオフィスやコワーキングスペース等として利用可能な施設整備に取り組む事業者に対し補助金を交付し、人口減少の抑制・働き手不足の解消、企業誘致に努めている。

更なる制度の周知に努め、移住定住の促進・企業誘致に繋げられたい。

《 農 水 産 課 》

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
森 林 環 境 譲 与 税	8,018,000	3,995,000	3,995,000	0	49.8	100.0
農 林 水 産 業 費 負 担 金	2,684,000	1,161,340	30,973	1,130,367	1.2	2.7
農 林 水 産 使 用 料	3,152,000	3,150,914	3,117,314	33,600	98.9	98.9
農 林 水 産 手 数 料	39,000	23,400	23,400	0	60.0	100.0
農 林 水 産 業 費 県 補 助 金	272,960,000	107,281,842	29,386,042	77,895,800	10.8	27.4
災 害 復 旧 費 県 補 助 金	408,000	0	0	0	—	—
利 子 及 び 配 当 金	2,000	113	113	0	5.7	100.0
雑 入	7,393,000	368,924	368,924	0	5.0	100.0
計	294,656,000	115,981,533	36,921,766	79,059,767	12.5	31.8

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
企 画 費	9,592,000	7,728,000	1,864,000	80.6
農 業 振 興 費	418,426,000	297,066,139	121,359,861	71.0
畜 産 業 費	24,748,000	20,489,430	4,258,570	82.8
農 地 費	118,439,000	46,729,140	71,709,860	39.5
林 業 振 興 費	17,719,000	8,925,523	8,793,477	50.4
水 産 業 総 務 費	6,000	3,000	3,000	50.0
水 産 業 振 興 費	114,988,000	96,853,154	18,134,846	84.2
漁 港 管 理 費	39,715,000	25,042,049	14,672,951	63.1
漁 港 建 設 費	9,387,000	48,880	9,338,120	0.5
農 業 施 設 災 害 復 旧 費	10,086,700	8,947,400	1,139,300	88.7
計	763,106,700	511,832,715	251,273,985	67.1

2. 監査の結果（所見）

<有害鳥獣対策費（施設費）>

館山市では、イノシシの捕獲頭数が年々増加している一方で、農業被害額については、令和元年度、2年度は1千万円を超えているため、更なる捕獲数増加のため捕獲圧を高めていく必要がある。

捕獲活動の中でも、特に捕獲個体の処理は従事者の大きな負担となっているため、捕獲個体処理施設の整備により解体や埋設に係る作業負担が軽減され、捕獲活動の拡大につながることを期待する。

今後、施設の安定稼働に向け、進められたい。

<地域おこし協力隊費（獣害対策支援）>

地域ぐるみの獣害対策を促進するため、被害防止対策の指導や各地域への巡回相談等の獣

害対策に関する支援を実施する新たな担い手として、2名の隊員が活動している。

地域おこし協力隊員とは、コミュニケーションを密にすることで、目標を明確にし、活動の支援に努められたい。また、活動費補助金の交付にあたっては、適正かつ効果的に執行されるよう指導されたい。

《食のまちづくり推進課》

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
農 林 水 産 使 用 料	0	18,480	18,480	0	—	100.0
農林水産業費国庫補助金	129,065,000	0	0	0	—	—
雑入	1,142,000	581,573	513,707	67,866	45.0	88.3
計	130,207,000	600,053	532,187	67,866	0.4	88.7

歳出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
企 画 費	4,130,000	2,124,000	2,006,000	51.4
農 業 振 興 費	521,646,320	343,234,012	178,412,308	65.8
計	525,776,320	345,358,012	180,418,308	65.7

2. 監査の結果（所見）

＜食のまちづくり拠点施設整備事業＞

令和6年2月の供用開始に向け、地元産の農水産物を活用した物販・飲食・加工・体験等の地域振興施設に加え、トイレ、休憩、駐車場の機能を持った、全国的にブランド力のある「道の駅」として、「食のまちづくり拠点」を整備するもの。

長期的な視点での地域産業の振興に貢献することが望まれることから、選定業者が公共の資金で本施設の設計・建設から運営・維持管理までを包括的に行うDBO方式により実施している。

体験価値の高い道の駅という事業コンセプトを生かし、館山市の観光の核となるような施設であるとともに、衰退傾向にある農水産業の活性化が図られる施設となることを期待するものである。

＜地域おこし協力隊（食のまちづくり推進業務）＞

都市部人材の能力や経験、地域外からの視点を活かし、食のまちづくりに関する活動によって地域活性化を目指すとともに、地域の新たな担い手となる人材として、1名が活動している。

《環境センター》

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
衛生手数料	254,559,000	182,268,640	173,356,220	8,912,420	68.1	95.1
衛生費国庫補助金	227,534,000	135,960	0	135,960	-	0.0
財産貸付収入	454,000	426,860	426,860	0	94.0	100.0
衛生費受託事業収入	37,522,000	17,736,000	17,736,000	0	47.3	100.0
弁 償 金	162,000	0	0	0	-	-
雑 入	100,000	985,561	982,041	3,520	982.0	99.6
計	520,331,000	201,553,021	192,501,121	9,051,900	37.0	95.5

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
じん芥処理費	1,841,961,000	1,625,859,381	216,101,619	88.3
し尿処理費	139,751,000	111,084,159	28,666,841	79.5
計	1,981,712,000	1,736,943,540	244,768,460	87.6

2. 監査の結果（所見）

特になし。

会 計 局

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
総務費委託金	121,000	73,095	73,095	0	60.4	100.0
市預金利子	1,000	2,400	2,400	0	240.0	100.0
総務費受託事業収入	76,000	0	0	0	—	—
計	198,000	75,495	75,495	0	38.1	100.0

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
会計管理費	6,897,170	5,104,563	1,792,607	74.0

2. 監査の結果（所見）

特になし。

農業委員会事務局

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
農林水産業費県負担金	2,809,000	0	0	0	—	—
農林水産業費委託金	128,000	0	0	0	—	—
雑 入	440,000	457,700	457,700	0	104.0	100.0
計	3,377,000	457,700	457,700	0	13.6	100.0

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
農業委員会費	8,700,000	6,222,726	2,477,274	71.5

2. 監査の結果（所見）

特になし。

教育委員会教育部

《 教育総務課 》

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
教育費負担金	1,226,000	1,285,290	1,182,710	102,580	96.5	92.0
教育費国庫補助金	4,484,000	0	0	0	—	—
教育費県補助金	8,502,000	1,597,000	1,597,000	0	18.8	100.0
教育費委託金	300,000	0	0	0	—	—
利子及び配当金	1,000	447	447	0	44.7	100.0
物品売払収入	1,500,000	261,940	261,940	0	17.5	100.0
雑収入	3,000	34,450	34,450	0	1,148.3	100.0
計	16,016,000	3,179,127	3,076,547	102,580	19.2	96.8

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
教育委員会費	1,821,000	1,309,440	511,560	71.9
事務局費	5,189,000	3,677,335	1,511,665	70.9
教育対策費	246,823,000	194,192,101	52,630,899	78.7
小学校管理費	99,187,000	65,365,427	33,821,573	65.9
小学校教育振興費	12,268,000	9,106,967	3,161,033	74.2
中学校管理費	56,260,000	35,365,707	20,894,293	62.9
中学校教育振興費	6,047,000	2,665,108	3,381,892	44.1
計	427,595,000	311,682,085	115,912,915	72.9

2. 監査の結果（所見）

＜校務支援システム導入事業＞

校務事務のシステム化（校内グループウェア・学籍管理・成績管理・保健管理など）により学校運営・事務効率の向上による教職員の働き方改革の推進を図る。

令和5年4月稼働開始に向け、事業者の選定からシステムの導入まで順調に進行している。教職員の働き方改革につながることに期待する。

＜特別支援教育学習支援員事業＞

児童生徒数は減少しているものの、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、令和4年度より、幼児期段階からの巡回指導により課題点を早期発見し、保護者を含めた家庭での生活改善指導などの対策を検討するため、特別対策支援チームを立ち上げた。

小学校入学時における特別な支援を要する児童生徒の減少を目指し、専門的な知識・技術

に基づく支援が行えるセンター的役割を有する機関の設置について検討している。

大変な取り組みであるが、成果がでるよう期待している。また、福祉部局と連携し、保護者への情報発信を充実させることで、子育てや子どもの発達に不安を抱える保護者の孤立を防ぎ、また、子どもへの適切な支援につなげられたい。

(学校給食センター)

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
教育費県補助金	2,754,000	0	0	0	—	—
給食事業収入	175,555,000	129,287,723	125,226,613	4,061,110	71.3	96.9
雑入	2,000	23,200	23,200	0	1,160.0	100.0
計	178,311,000	129,310,923	125,249,813	4,061,110	70.2	96.9

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
学校給食費	405,605,000	333,265,256	72,339,744	82.2

2. 監査の結果（所見）

特になし。

《 こども課 》

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
民生費負担金	24,954,000	22,546,030	15,726,290	6,819,740	63.0	69.8
教育費負担金	407,000	37,600	37,600	0	9.2	100.0
民生使用料	85,067,000	69,126,340	66,783,560	2,342,780	78.5	96.6
教育使用料	369,000	169,000	39,050	129,950	10.6	23.1
教育費国庫負担金	956,000	0	0	0	—	—
民生費国庫補助金	209,312,000	117,289,865	117,289,865	0	56.0	100.0
民生費県負担金	66,218,000	34,329,625	34,329,625	0	51.8	100.0
教育費県負担金	817,000	7,536	7,536	0	0.9	100.0
民生費県補助金	46,788,000	0	0	0	—	—
利子及び配当金	4,000	530	530	0	13.3	100.0
子ども・子育て支援基金繰入金	53,000,000	53,000,000	53,000,000	0	100.0	100.0
給食事業収入	13,569,000	9,501,336	9,191,986	309,350	67.7	96.7
雑入	9,494,000	7,084,574	7,082,883	1,691	74.6	100.0
計	510,955,000	313,092,436	303,488,925	9,603,511	59.4	96.9

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
児童福祉総務費	166,498,000	148,020,863	18,477,137	88.9
私立保育所費	330,776,000	216,613,883	114,162,117	65.5
公立保育所費	244,651,000	163,254,813	81,396,187	66.7
公立こども園費	46,126,000	31,077,657	15,048,343	67.4
公立幼稚園費	88,660,000	52,713,041	35,946,959	59.5
私立幼稚園費	33,640,000	19,956,494	13,683,506	59.3
計	910,351,000	631,636,751	278,714,249	69.4

2. 監査の結果（所見）

<学童クラブ運営事業>

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等や長期休業日等に学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、保護者の子育て支援と就労等の両立支援を行っている。

引き続き、学童クラブ支援員への研修など、連携を図りながら事故や虐待などが起こることの無いよう、徹底されたい。

<支援対象児童等見守り強化事業>

見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高い子どもに対し、弁当等の宅配、子ども食堂、集合型学習支援、訪問型学習支援を実施し、見守り体制の強化を図っている。

支援ニーズの高い子どもに対し、様々な支援機関で関わり情報共有するとともに、見守り

体制の強化を図ることで、児童虐待の未然防止に努められたい。

《 スポーツ課 》

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
教育使用料	2,203,000	1,620,920	1,603,770	17,150	72.8	98.9
財産貸付収入	195,000	199,010	199,010	0	102.1	100.0
利子及び配当金	1,000	31	31	0	3.1	100.0
雑 入	65,818,000	679,050	679,050	0	1.0	100.0
計	68,217,000	2,499,011	2,481,861	17,150	3.6	99.3

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
保健体育総務費	82,362,000	78,011,985	4,350,015	94.7
体育施設費	52,308,300	45,724,070	6,584,230	87.4
計	134,670,300	123,736,055	10,934,245	91.9

2. 監査の結果（所見）

特になし。

《生涯学習課》

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳入

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
教育使用料	4,068,000	3,559,250	3,489,950	69,300	85.8	98.1
教育費国庫補助金	5,982,000	0	0	0	0.0	—
教育費県補助金	3,365,000	465,000	465,000	0	13.8	100.0
教育費委託金	57,000	95,000	95,000	0	166.7	100.0
利子及び配当金	1,000	67	67	0	6.7	100.0
雑入	118,000	62,860	62,860	0	53.3	100.0
計	13,591,000	4,182,177	4,112,877	69,300	30.3	98.3

歳出

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
社会教育総務費	11,314,000	8,677,378	2,636,622	76.7
文化振興費	5,765,000	1,756,377	4,008,623	30.5
計	17,079,000	10,433,755	6,645,245	61.1

2. 監査の結果（所見）

特になし。

（博物館）

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳入

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
教育使用料	0	180	180	0	—	100.0
利子及び配当金	1,000	254	254	0	25.4	100.0
雑入	160,000	72,754	72,754	0	45.5	100.0
計	161,000	73,188	73,188	0	45.5	100.0

歳出

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
博物館費	24,057,000	18,695,267	5,361,733	77.7

2. 監査の結果（所見）

特になし。

(図 書 館)

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
財 産 貸 付 収 入	27,000	49,410	49,410	0	183.0	100.0
雑 入	50,000	36,730	36,730	0	73.5	100.0
計	77,000	86,140	86,140	0	111.9	100.0

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
図 書 館 費	25,977,880	18,729,770	7,248,110	72.1

2. 監査の結果（所見）

特になし。

(中央公民館)

1. 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
総 務 使 用 料	337,000	297,980	297,980	0	88.4	100.0
教 育 使 用 料	4,415,000	2,563,670	2,563,670	0	58.1	100.0
財 産 貸 付 収 入	574,000	654,630	654,630	0	114.0	100.0
雑 入	1,470,000	793,984	793,984	0	54.0	100.0
計	6,796,000	4,310,264	4,310,264	0	63.4	100.0

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
コミュニティセンター費	54,623,000	41,590,568	13,032,432	76.1
公 民 館 費	53,681,847	35,987,257	17,694,590	67.0
計	108,304,847	77,577,825	30,727,022	71.6

2. 監査の結果（所見）

特になし。

幼稚園・保育園・こども園監査報告書

第1 監査の概要

1. 監査の期間

令和4年12月2日から令和5年4月24日まで

2. 監査の場所

館山市監査事務局，各幼稚園・保育園・こども園

3. 監査の対象

那古幼稚園，北条幼稚園，館山幼稚園，豊房幼稚園，館野幼稚園

※ 西岬幼稚園は休園中

純真保育園，中央保育園，館野保育園

船形こども園，房南こども園，九重こども園

4. 監査の方法

こども課から関係資料や証拠書類，各園から予備監査票の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い，関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

監査の実施に当たっては，財務事務に係る合规性（現金管理）と教育・保育環境の安全性（施設・遊具等の安全管理）を重視した。

なお，監査手法の効率化と園側の負担軽減を図るため，予備監査の対象を幼稚園・保育園・こども園全園（11園）とし，本監査の対象を幼稚園2園，こども園1園とした。

第2 監査の結果

各園における事務事業の予算執行は，おおむね適正なものと認められた。

なお，審査概要と意見は，次に述べるとおりである。

《 幼稚園 》

1. 事務の概要

幼稚園は、学校教育法第22条の規定に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として、その実現のため、同法第23条の規定により目標達成に努めている。

2. 組・園児数

組数は15組となっており、前年度と比較して、1組増加となっている。

園児数は189人となっており、前年度と比較して、8人の減少となっている。

【組・園児数】令和4年10月1日現在

園名	組数	4歳児	5歳児	計
	組	人	人	人
那古幼稚園	2	10	5	15
北条幼稚園	6	51	59	110
館山幼稚園	5	27	21	48
西岬幼稚園	0	0	0	0
豊房幼稚園	1	5	4	9
館野幼稚園	1	3	4	7
合計	15	96	93	189

3. 職員の配置状況

各幼稚園には、園長、教頭、教諭、会計年度任用職員48人が配置されているが、園長は小学校長が併任しているため、実質的に42人が配置されている。前年度と比較して、2人の増員となっている。

【職員の配置状況】令和4年11月1日現在

園名	園長	教頭	教諭	会計年度 任用職員	計
	人	人	人	人	人
那古幼稚園	(1)	1	2	3	6
北条幼稚園	(1)	1	7	7	15
館山幼稚園	(1)	1	6	8	15
西岬幼稚園	(1)				0
豊房幼稚園	(1)	1	1	2	4
館野幼稚園	(1)	(1)	1	1	2
合計	0	4	17	21	42

(注)

園長は小学校長が併任している。

豊房幼稚園と館野幼稚園の教頭は兼務である。

西岬幼稚園は休園中である。

4. 予算の執行状況

幼稚園費では、需用費（消耗品費、暖房用燃料費、炊事用燃料費、接待用食糧費）がこども課予算管理の中で、各園へ配分されている。これらの10月末現在の支出負担行為済額は、863,438円である。

那古幼稚園及び北条幼稚園においては預かり保育を実施しているため、預かり保育運営事業として、上記予算とは別に需用費（1,384,000円）が配分されている。

【歳出】令和4年10月末現在

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
幼稚園費				
各園配分	3,481,500	1,027,098	2,454,402	29.5
那古幼稚園	360,500	163,660	196,840	45.4
北条幼稚園	1,454,500	171,218	1,283,282	11.8
館山幼稚園	971,500	425,798	545,702	43.8
西岬幼稚園 (休園)	0	0	0	—
豊房幼稚園	381,500	119,432	262,068	31.3
館野幼稚園	313,500	146,990	166,510	46.9

《 保育園 》

1. 事務の概要

保育園は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設である。

2. 園児数

園児数は204人となっており、前年度と比較して、14人の減少となっている。

【園児数】令和4年10月1日現在

園名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	人	人	人	人	人	人	人
純真保育園		6	12	19	15	17	69
中央保育園	10	17	20	24			71
館野保育園	5	6	13	13	13	14	64
合計	15	29	45	56	28	31	204

3. 職員の配置状況

各保育園には、園長、保育士、調理師、看護師等72人が配置されている。前年度と比較して、4人の減員となっている。

【職員の配置状況】令和4年11月1日現在

園名	園長	保育士	調理師	会計年度任用職員					計
				保育士	調理師	看護師	接続コーディネーター	保育補助員	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
純真保育園	1	8	1	6	3	1	1	1	22
中央保育園	1	8	1	12	4	1		1	28
館野保育園	1	7	1	7	3	1		2	22
合計	3	23	3	25	10	3	1	4	72

(注)

会計年度任用職員には短時間勤務者がいる。

4. 予算の執行状況

保育所費では、需用費（消耗品費、賄材料費、燃料費、使用料）がこども課予算管理の中で、各園へ配分されている。これらの10月末現在の支出負担行為済額は、12,175,162円である。

【歳出】令和4年10月末現在

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
保育所費				
各園配分	27,565,000	12,175,162	15,389,838	44.2
純真保育園	9,731,400	3,973,804	5,757,596	40.8
中央保育園	8,701,400	4,127,871	4,573,529	47.4
館野保育園	9,132,200	4,073,487	5,058,713	44.6

《 こども園 》

1. 事務の概要

こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項の規定に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする施設である。

2. 園児数

園児数は208人となっており、前年度と比較して、11人の減少となっている。

【園児数】令和4年10月1日現在

園名	区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
		人	人	人	人	人	人	人
船形こども園	短時間児					2	3	5
	長時間児	5	12	13	17	12	12	71
房南こども園	短時間児					3	2	5
	長時間児	5	10	9	11	17	9	61
九重こども園	短時間児					1	3	4
	長時間児	3	10	11	14	12	12	62
合 計		13	32	33	42	47	41	208

3. 職員の配置状況

各こども園には、園長、保育士、調理師、看護師等69人が配置されている。前年度と比較して、2人の増員となっている。

【職員の配置状況】令和4年11月1日現在

園名	園長	保育士	会計年度任用職員						計
			保育士	調理師	栄養士	看護師	接続コーディネーター	保育補助員	
船形こども園	1	7	8	4		1		1	22
房南こども園	1	7	7	4		1		2	22
九重こども園	1	7	8	5	(1)	2	1	1	25
合 計	3	21	23	13	(1)	4	1	4	69

(注)

会計年度任用職員には短時間勤務者がいる。

九重こども園の調理師のうち1人は、栄養士を兼務している。

4. 予算等の執行状況

こども園費では、需用費（消耗品費、賄材料費、燃料費、使用料）がこども課予算管理の中で、各園へ配分されている。これらの10月末現在の支出負担行為済額は、11,914,625円である。

【歳出】令和4年10月末現在

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
こども園費				
各園配分	25,765,800	11,914,625	13,851,175	46.2
船形こども園	8,933,200	4,130,830	4,802,370	46.2
房南こども園	8,364,000	3,814,097	4,549,903	45.6
九重こども園	8,468,600	3,969,698	4,498,902	46.9

第3 所見

1. 教育・文書等の事務処理

(1) 園児に関する情報共有

園児に関することについて、ノート等を使用して連絡を取り、職員間でも口頭、引継ぎノート、職員会議等により情報を共有している。

(2) 個人情報の管理

個人情報保護に関する事務処理について、個人情報の持出し、公用USBメモリの長期貸出し等の紛失、情報漏えいにつながるリスクは確認されなかった。引き続き、個人情報の取扱いには十分に留意されたい。

(3) 職員の勤務状況

職員の勤務状況について、園児数に対する職員数は基準を満たしているが、早番や遅番のローテーションを組むに当たり、職員の勤務条件を考慮すると、職員数に余裕があるとは言えない状況である。また、新型コロナウイルスの感染状況による対応や休暇を取得するとその傾向はさらに強まる。

2. 施設等の管理

施設や設備等の管理については、各園とも定期的に安全点検を実施して状態を把握し、不具合のある箇所について、こども課や建築施設課と連携を取りながら、園児の安全確保に努めている。

遊具の管理については、専門業者による安全点検が2年に1回行われており、状態に応じて補修が加えられている。また、使用が不可能となった場合には使用ができないように措置を講じており、安全確保に努めている。

3. 財務等の事務処理

(1) 私費会計の状況

幼稚園においては、教材費、用品代、絵本代について徴収している。その管理と取扱いは、保護者が包括的に園長に信託している経費であることから、園長は公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明や報告を行う必要があり、全ての園で会計報告が行われている。

保育園やこども園においては、絵本代や給食費について徴収している。給食費は、金融機関にて市発行の納入通知書を用いて納入し、絵本代は、業者が来園した際に支払っている。いずれにおいても、徴収日に代金を集め、その日のうちに納入または支払を行うので現金を保有していない。現金を保有していないことから通帳も保有していないが、納入または支払を行うまでの間は、現金の管理が必要になるので、引き続き、適正に取り扱われたい。

(2) 保管現品（切手・ハガキ）等の管理状況

郵券等（郵便切手、ハガキ等）については、郵券等受払簿への記載や施錠された金庫への保管等、適正に処理されていた。

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく事務

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく共済掛金や給付等の取扱い、管理は適正に行われていた。各園の状況は、幼稚園で1件、保育園で1件、こども園で0件事故があった。

日本スポーツ振興センターのHPでは、全国で発生した事故の状況や要因、改善策等の様々な情報を公表している。こども課においては、こうした事故事例や各種データ等を定期的集約し、全園共通のリスク情報として伝達するとともに、各園においては、リスクの高い事案として、園児への安全指導や施設・設備の安全点検等に活用することで、事故発生のリスク軽減に努められたい。

【各園における給付手続きの状況】 11月1日現在

学校名	支給済み	請求中	請求準備中	合計	主な事故等の状況
那古幼稚園	0	0	0	0	
北条幼稚園	1	0	0	1	雲梯から落ち、手を骨折
館山幼稚園	0	0	0	0	
西岬幼稚園	0	0	0	0	
豊房幼稚園	0	0	0	0	
館野幼稚園	0	0	0	0	
純真保育園	0	1	0	1	他児と手をつないで前後に振り、手を放した際、右手首に肘内障を負った。
中央保育園	0	0	0	0	
館野保育園	0	0	0	0	
船形こども園	0	0	0	0	
房南こども園	0	0	0	0	
九重こども園	0	0	0	0	

4. 給食・安全等に関する事項

(1) アレルギー対策の状況

アレルギー反応の程度、幼稚園、保育園、こども園で対応が異なるところはあるが、個別対応プラン、アレルギー反応を引き起こす食材の除去、弁当持参、別テーブルや職員室での食事、専用食器等の対策が取られていることから、適正に対応していると考えられる。引き続き、対策に万全を期していただきたい。

(2) 事故防止への取組状況

保育園やこども園では、午睡時に午睡時チェック表により確認を行い、乳幼児突然死症候群等の防止対策が取られていた。

5. 特別な支援が必要な園児への対応

特別な支援が必要な園児（幼稚園における特別支援教育の対象園児を含む。）が各園にいることから、職員は通常業務を行いながら、個別の特性や個別の発達課題など個別に対応する必要があり、負担は大きいものとなっている。「職員の勤務状況」で述べたとおり、職員数に余裕がないことから、複数の職員で対応することにも限界があり、現場は対応に苦慮している。

6. 経営課題・要望事項

（1）職員配置等に関する事項

今年度の職員数は前年度に比べて減少している。幼稚園では、正規職員の教諭が2人減少、保育園では、正規職員の保育士が2人、会計年度任用職員の保育士が1人減少、こども園では、正規職員の保育士が1人、会計年度任用職員1人増加している。

職員等の配置について、長時間保育による早番・遅番の職員シフト、特別な支援を必要とする園児が増えていることによる対応など、様々な要因により職員の増員を求める要望が多い。

安全安心な運営に向け、配置基準による職員配置だけでなく、様々な実態を考慮し適正な職員配置に努めていただきたい。また、特別な支援を必要とする園児が多くなっていることから、専門的な知識を持った職員の配置も検討していく必要があると考える。

（2）施設・設備に関する事項について

園の老朽化が進んでおり、各園からは改修の要望が上がっており、危険性や緊急性を考慮し、修繕、撤去等をしている。今後も、各要望を踏まえた改修計画を立てられたい。

財政援助団体等監査報告書

公の施設の指定管理者監査 《株式会社塚原緑地研究所》

第1 監査の概要

1. 監査の対象

株式会社塚原緑地研究所の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの次の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行及び所管課（観光みなど課・都市計画課・博物館）の同公の施設の管理に係る事務の執行について監査を行った。

(1) 公の施設：館山城・城山公園等

内訳：都市公園7園（城山公園，船形公園，根岸公園，館山駅西口公園，中村公園，宮城公園，中央公園）
博物館（館山城，本館，分館）

(2) 指定管理者：株式会社塚原緑地研究所

(3) 指定管理料：館山城・城山公園等指定管理者管理運營業務委託料 66,257,000円

内訳：都市公園7園 57,317,000円（都市計画課）
博物館（館山城，本館） 4,788,000円（博物館）
（分館） 4,152,000円（観光みなど課）

(4) 所管課：経済観光部観光みなど課，建設環境部都市計画課，教育委員会教育部博物館

2. 監査の期間

令和4年10月21日から令和5年4月25日まで

3. 監査の実施内容

(1) 指定管理者（株式会社塚原緑地研究所）に対する監査

《管理運營業務》

- ①施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ②協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③企画提案時の提案内容等は履行されているか。
- ④事業計画書，事業報告書等は適正に提出されているか。
- ⑤利用料金の設定等は適正に行われているか。
- ⑥利用促進のための努力は行われているか。
- ⑦施設の管理運営は適切に行われているか。

《会計管理（内部統制体制）》

- ①公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- ②公の施設の管理に係る出納関係帳簿，記帳は適正に行われているか。また，領収書類の整備，保存は適正に行われているか。
- ③収納事務は適正に行われているか。

(2) 所管課（観光みなと課・都市計画課・博物館）に対する監査

《指定基準・指導體制》

- ①指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか
- ②公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- ③指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ④管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ⑤協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ⑥指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ⑦指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続は適正に行われているか。

《検査体制》

- ①管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- ②業務履行確認は事業報告書等により行われているか。

第2 指定管理の概要

1. 指定の意義

民間事業者の能力を活用し「住民サービスの質の向上」及び「施設利用者の増加に資する新たな取組みを推進することによる地域経済活性化」を目指すとともに、「施設の一体的な管理運営による行財政運営の合理化」を図るため。

2. 管理業務の範囲

館山市都市公園条例及び館山市立博物館設置条例にて、以下の業務を行うこととされている。

(公園等について指定管理者が行う業務)

- (1) 都市公園の運営に関する業務
- (2) 都市公園の維持管理に関する業務
- (3) 都市公園における行為の許可等に関する業務
- (4) 都市公園の利用の禁止等に関する業務
- (5) 有料公園施設の使用の許可等に関する業務
- (6) 都市公園の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収等に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(博物館について指定管理者が行う業務)

- (1) 博物館の運営に関する業務
- (2) 博物館の維持管理に関する業務
- (3) 博物館の観覧に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収等に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3. 指定期間

令和元年12月1日から令和6年11月30日まで

4. 指定管理料

339,370,000円

令和元年度 15,943,000円

令和2年度 64,291,000円

令和3年度 66,257,000円

令和4年度 68,273,000円

令和5年度 70,309,000円

令和6年度 54,297,000円

5. 令和3年度決算額（収支）

収入の部

(円)

項目	計画	実績
利用料金収入	14,400,000	14,949,218
観覧料	14,000,000	14,040,770
公園利用料	300,000	836,448
駐車場代	100,000	72,000
自主事業収入	26,865,000	16,276,183
自動販売機	1,865,000	1,751,351
物販売払代	7,000,000	4,869,080
イベント等	13,000,000	4,665,332
バーベキュー	5,000,000	109,800
飲食販売代	0	4,880,620
指定管理料	66,257,000	66,257,000
その他	0	120,394
収入合計	107,522,000	97,602,795

支出の部

(円)

項目	計画	実績
人件費	45,540,000	44,623,051
消耗品費	1,950,000	2,001,378
通信運搬費	240,000	274,308
光熱水費	3,519,000	3,496,737
施設管理費	5,420,000	1,299,157
設備・備品償却費	900,000	0
修繕費	6,670,000	3,565,141
修繕積立金	0	1,700,000
広告宣伝費	2,440,000	1,465,030
賃借料	1,000,000	1,343,793
保険料	60,000	138,360
委託費	1,830,000	2,549,086
自主事業	9,150,000	14,249,729
人件費	0	3,164,679
仕入費	3,600,000	2,765,764
材料原価	1,570,000	2,942,561
消耗品費	1,310,000	361,946
資機材償却費	50,000	0
委託費	0	4,668,579
その他	2,620,000	346,200
租税公課	4,560,000	6,352,200
一般管理費	13,440,250	13,440,250
その他	0	182,912
支出合計	96,719,250	96,681,132

収支差額

(計画) 10,802,750 円 (実績) 921,663 円

7. 施設の概要

(1) 都市公園

名称	所在地	敷地面積	業務内容
城山公園	館山362番	101,600m ²	管理運営
船形公園	船形14446番	1,800m ²	
根岸公園	船形297番68	2,700m ²	
館山駅西口公園	北条2826番	1,560m ²	
中村公園	北条2547番1	1,800m ²	
宮城公園	宮城192番2	31,200m ²	
北条中央公園	北条1500番1	16,800m ²	管理業務のみ

(2) 博物館

名称	所在地	延床面積	特記事項	業務内容
館山城 (八犬伝博物館)	館山362番地	493㎡	昭和57年建築 RC造4階建	管理運営
本館	館山351番地の2	1,957㎡	昭和58年建築(新耐震基準) RC造地上2階地下1階建	受付案内
分館 (渚の駅たてやま)	館山1564番地の1	3,684㎡	本館棟 昭和48年建築 (耐震診断済/IS値0.75) RC造地上3階建 収蔵庫棟 平成9年建築 (新耐震基準)	

第3 監査の結果

1. 財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者に対する監査)の結果

指定管理者株式会社塚原緑地研究所(以下『指定管理者』という。)における、館山城・城山公園等の指定管理料についての会計は、館山城・城山公園等指定管理者基本協定書(以下『基本協定書』という。), 館山城・城山公園等指定管理者年度協定書(以下『年度協定書』という。), 館山城・城山公園等指定管理者「業務仕様書」(以下『仕様書』という。), 株式会社塚原緑地研究所経理規程等の諸規程に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。

指摘・要望事項等は、以下のとおりである。

(1) 管理運営業務

①自主事業にかかる申請【指摘】

基本協定書第12条2項において、『事業計画等に変更がある場合は、原則、当該自主事業を実施又は中止しようとする30日前までに、具体的な実施計画を甲に提出し、承認を得るものとする。』(甲:館山市)とされているが、年度途中で開始した自主事業の承認が30日前までにされていなかった。

基本協定書に基づき、適切な時期に申請を行われたい。

②備品等の管理【指摘】

基本協定書第16条2項において、『乙が購入した備品は、自主事業の実施に伴い必要となるものを除き、甲に帰属するものとする。』(乙:指定管理者)とされている。

指定管理者、所管課に備品についての管理状況を確認したところ、実績報告書において備品管理簿の提出を受けているが、帳簿と現物との突合、年度内での備品の増減についての確認は行われていなかった。

指定管理者から提出のあった総勘定元帳と備品管理簿を比較したところ、備品にあたる購入物品が備品管理簿に記載されていない例が散見された。所管課は総勘定元帳の確認を行っていないため、備品管理簿のみを確認しても増減の把握は出来ない。

今後、基本協定書に則って備品台帳を整備し、令和3年度以前も含め、指定管理者と所管

課の双方で備品の把握を行い、総勘定元帳等で新規購入、廃棄処分について報告書を作成するなどし、備品の増減について確実に把握する体制を整えるなど、適切な管理及びチェック体制を確立されたい。

③再委託の承認【指摘】

基本協定書第26条において、指定管理者が第三者に委託する場合、『あらかじめ市長の承諾を得る』ことが必要とされている。予備監査票1⑨にて、承諾を得ていないとの回答であった。理由を確認したところ、法定点検については、指定管理者へ管理が移行する以前に市が委託をしていた業者から変更していないため、とのことだったが、基本協定書にあるとおり事前に承諾を得る必要があった。

また、地元造園業者や東京都にある樹木医がいる公園管理業者への委託についても、事前の承諾を得ていなかった。委託した理由を確認したところ、コロナ禍により本社（千葉市）からの必要な支援が受けられなかったためであったが、こちらも事前に承認を得ていなかった。

さらに、樹木医や公園管理を直営できることを公募審査の際に提案しており、その結果指定管者となっているが、委託を増やす方針に切り替えているため、当初の提案と変わっている。直営から委託に切り替えた理由が、樹木医である社長が高齢であり、新型コロナウイルス感染症の感染のリスクを考慮し、千葉市から来ることが出来ないとのことで、やむを得ない事情となり得るが、再委託をする場合の事前承認については、基本協定書に則った事務処理や、所管課による指導が行われていないため、再度双方で基本協定書を確認されたい。

(2) 会計管理（内部統制体制）

①領収証等の原始証憑の記載事項【指摘】

領収証に、宛名の記載がないもの、請求書に日付の記載がないものが多数見受けられた。適切な対応をされたい。

②会計にかかる内部統制【指摘・要望】

館山城・城山等で現金管理があり、売上は翌日に入金しているとのことだった。また、小口現金を有しており、領収証を確認すると法人の所有するカード以外での支払も多くあった。支出方法の確認をすると、職員、主に施設長による立替払いが主で、猿の餌などについては担当者の立替払いもあるとのことだった。経理規程を確認すると、立替払いに対するものはなく、立替払いの精算においては、月末締めで小口現金から精算するとのことだった。また、精算に対するチェック体制も整っていないようだった。精算期間が長くなることは、領収証等の書類の紛失や事務手続の漏れというリスクが高まるため、実情に応じて、精算までの期間について検討されたい。

また、今回立替払いの中で、Rakuten等のインターネットによる高額な備品の購入が目立った。Rakutenでの購入では、キャンペーン期間などに該当するとかなりのポイント還元が行われる。ポイントに対する社内の経理規程はなく、現在はポイントが個人に帰属しているとのことだった。他にも、個人保有のクレジットカードで支払いをし、小口現金から精算している例も多数あった。この場合もクレジットカードのポイントが個人に帰属する。

指定管理料でも自主事業にかかる指定管理者の経費だとしても、会社が支出する費用の利

益が、個人に帰属してしまう点に強く疑問を感じる。その場で指定管理者の本社社員からは社内規程を整理するとの発言はあったが、既に個人が得ているポイントに関しては今後どう取り扱うのか。Rakutenのみでも、概算で23,590円分のポイントを得ているものと試算する。

また、支出に際する決裁体制の確認をしたところ、金額が1万円未満のものは施設長判断、1万円を超える場合は本社に相談するとのことであったが、書面によるものではなく、口頭とのことだった。立替払いの精算の際も領収証のチェックを本社で行っていることはないようだった。館山事業所内で小口現金の出金が完結する仕組みとなっているため、内部統制の甘さを感じた。

ただし、現金取扱リスクへの対応で、本部への請求により支払うことが可能な事業所については、切替えを行っており、一部ではリスクへの対応が取られていた。

今後、『経理規定』などを作成し、出金時のチェック体制を盛り込んだ『立替払いのルール』や『ポイントの取扱い』についての記載を検討していただきたい。

③会計処理【要望】

提出のあった総勘定元帳の仕分けでは、一貫性の無い取扱いが見られた。指定管理者に確認したところ、月次の実績報告の際に指摘を受け、次月から修正しているものがあるとのことだった。項目修正などで、仕分けを修正しない理由は前月との比較増減で目立ってしまうとの理由だったが、仕分けが分からない場合、その時点で所管課に確認すればそもそも間違わないのではないか。それ以外にも、同じ品目の品が消耗品や施設管理費で仕分けられているなど、月によって違うことがある。今後は仕分けの際に、しっかりと確認し、一貫性のある処理をしていただきたい。

指定管理業務に係る会計処理を適正に行うことは、事業の透明性を確保することにつながるため、収支状況に計上されている経費の内容等の十分な把握に努められたい。

④収支状況【要望】

事業報告書2-2収支状況に記載の全体の収支状況から、自主事業分にかかる収支を除いた収支状況は次に示したとおりであるが、収支差額でわかるとおり計画値も実績値もマイナスとなっている。つまり、指定管理料や利用料のみでは収支のバランスが取れていない。

今回の収支の抜粋は自主事業の収入支出をまとめて除外しているため、自動販売機や物販の売上（実績値：6,620,431円）といった、通常運営で収入と見込める部分が加算されていない。また、消費税は全体にのみ記載のため自主事業に係る部分は経費から除外されていない状況であるが、計画時点で収支差額が-6,912,250円となっているのは、予算の計画として成立しないのではないか。

計画と実績に大きな差があるため、予備監査票で質問したところ、計画策定時の積算が甘く、修繕等の対応は都度所管課と協議をしながら進めているようだった。

所管課が実績報告を検収する際には、収支決算書で計画値と実績値を比較し、差額について原因を確認し、管理運営が適切に行われているかどうかを判断する必要がある。

指定管理者は、収支計画の適正性を担保するために、早急に各項目について算定方法を確立し、今後はこれに基づいた積算を行うべきである。

